

肝炎治療費給付申請書（払戻請求書）について

～必ずお読みください～

申請者の方へ

- 1 受給者証が届く前に治療を開始した方等、受給者証を医療機関等へ提示せずに医療費をお支払いした方のための書類です。
- 2 一ヶ月の肝炎治療費の合計が自己負担限度月額（1万円または2万円）以下である場合は、払戻請求をすることはできません。
- 3 請求対象は、自己負担限度月額（1万円または2万円）を超えた部分の金額で、肝炎治療受給者証による助成対象の医療費です。（証明書料は対象外です）
- 4 請求対象医療費であることの確認ができないため、領収書による払戻請求はできません。
- 5 必ず一医療機関分はこの払戻請求書による証明が必要ですが、その他の医療機関等における支払額が自己負担限度月額（1万円または2万円）以下である場合、払戻請求書に代えて、当該医療機関等による証明を受けた自己負担限度月額管理票のコピーをご提出いただくことができます。
- 6 この払戻請求書は、最寄の保健所・保健福祉事務所にあります。
また、県ホームページからダウンロードすることもできます。
- 7 医療機関等において証明を受けた払戻請求書は最寄りの保健所・保健福祉事務所にご持参いただくか、下記提出先までご郵送ください。
なお、払戻請求の時効は5年です。
- 8 神奈川県がこの払戻請求書を收受してから振込まで、2～3カ月程度かかります。

高額療養費制度について

- 1 保険適用となる医療費が一定金額を超える場合は、ご加入の医療保険の保険者（保険証の発行元）から、高額療養費制度による払戻しを受けることができます。
- 2 高額療養費制度による払戻しは、この払戻請求書による払戻しより優先されます。
そのため、高額療養費制度により払戻しを受けることができる金額は神奈川県より払戻しをすることできません。
- 3 請求する月の医療費が高額療養費制度の適用になるかについてや、具体的な請求手続き等については、ご加入されている医療保険の保険者へお問い合わせください。
- 4 高額療養費制度の適用を受けずに医療費を支払い、神奈川県の審査により当該制度適用可能性が有ると判断された場合、通常の振込日より1～2カ月程度遅れます。

受給者本人以外の方の口座へ振り込みを希望される方へ

- 1 請求することが出来るのは申請者が受給者本人となります。また、振込口座に記載することが出来るのは、原則受給者本人名義の口座です。やむを得ず受給者以外の方が請求する場合、又は受給者以外の口座への振り込みを希望する場合は、本申請書に委任状を添付する必要があります。委任状が必要な場合は、下記問合せ先までご連絡ください。
- 2 受給者本人が死亡し、相続人が払戻金を受け取る場合は、手続きが別途必要になりますので、下記問合せ先までご連絡ください。

払戻請求書（本申請書）の提出先・問合せ先

神奈川県 健康医療局 がん・疾病対策課 肝疾患担当
〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話：045-210-4795（直通）